

法人番号の利活用

国税庁では、平成 27 年 10 月以降、株式会社などの設立登記法人等に対する法人番号の指定・通知及びインターネット上での公表を行っております。

また、法人番号は、マイナンバーと異なり利用範囲に制限がなく、社会的なインフラとして官民間わらず幅広い分野での利活用が期待されており、内閣官房等の関係機関と連携を図りつつ、国や地方の各行政機関や民間団体に対して利活用の働きかけに取り組んでいるところです。

そして、このたび国税庁では、法人番号の利活用促進に関する周知ポスター及び法人番号の利活用方法を紹介したリーフレットを作成いたしました。

以下の URL からデータで取得が可能ですので、ご利用いただきますようお願いいたします。

(ご参考)

ポスター「法人番号使ってる？ 使い方次第で広がるビジネスチャンス！」

(http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/houjinbangou_poster2.pdf)

リーフレット「法人番号の利活用～法人番号の利活用方法のご紹介～」

(http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/houjinbangou/pdf/houjinbangou_rikatsuyou.pdf)